第五十八条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」及び「（第六十八条の六十一第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五十八条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「限り、第六十八条の六十一第十一項前段に規定する場合を除く」を「限る」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十四項前段及び第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五十八条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「限り、第六十八条の六十一第十二項前段に規定する場合を除く」を「限る」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十八項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五十八条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第五十九条第一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「前条第六項又は第七項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「前事業年度等（前条第四項に規定する前事業年度等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第四項又は」を「同条第四項又は」に、「（第六十八条の六十一第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を削り、「前条第六項又は第七項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「前事業年度等から繰り越された前条第二項」を「前事業年度から繰り越された前条第二項」に、「第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第四項」を「同条第四項」に、「（第六十八条の六十一第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第六項中「その他第一項又は第二項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項に規定する法人である通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）についてこれらの規定を適用する場合には、第一項第三号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。）の当該事業年度又は他の通算法人の同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

第五十九条の二第一項中「。第五項において「計画の認定」という」を削り、「第三項及び第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度に該当する場合には、当該計画期間内の日を含む各連結事業年度。」、「（当該適用対象年度において第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けた連結法人（当該適用に係る計画の認定を受けた連結親法人又は連結子法人に限る。）に該当するものを含む。）」及び「当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定計画につき第六十八条の六十二の二第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項から第四項まで」を「第二項、第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十条第一項中「」が」を「以下この項及び第四項において「対象内国法人」という。）が」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。）に」を「限る。以下この条において「特定対象事業年度」という。）に」に改め、「含む」の下に「。以下この条において「特定事業等」という。」を加え、「事業年度の」を「特定対象事業年度の」に改め、同条第二項中「」が」を「以下この項及び第四項において「特例対象内国法人」という。）が」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に、「」に」を「以下この条において「特例対象事業年度」という。）に」に、「当該事業年度」を「当該特例対象事業年度」に改め、同条第七項中「、これらの規定」の下に「又は第六項の規定」を加え、「その他これら」を「その他第一項、第二項又は第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「とする」を「とし、第六項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　通算法人に係る第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。イにおいて「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における特定対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特定対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）並びに特例対象内国法人である他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の同日に終了する事業年度（イ及びロにおいて「他の事業年度」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特定対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

イ　他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

ロ　他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合